

### 第3章 初動体制

#### 1. 防災体制

市の防災体制は、次のとおりである。

##### (1) 秋田市災害対策本部

名 称		秋田市災害対策本部	
設置権者	市 長		
配置基準	1 市域に震度5強以上の地震が発生したとき 2 気象庁が、秋田県に大津波警報（特別警報）を発表したとき 3 市民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、拡大するおそれがある場合 4 災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合 5 特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合 6 その他の状況により、市長が必要と認めた場合		
主要業務	1 災害情報の収集 2 災害予防・災害応急対策の実施方針の作成および実施 3 防災関係機関等との連絡調整		
構 成	本 部 長	市 長	
	副本部長	副市長（2名）	
	本 部 員	総務部長、危機管理監、企画財政部長、観光文化スポーツ部長、市民生活部長、福祉保健部長、保健所長、子ども未来部長、環境部長、産業振興部長、建設部長、都市整備部長、会計管理者、上下水道事業管理者、教育長、消防長（16名）	
	本部連絡員	総務課長、企画調整課長、観光振興課長、生活総務課長、福祉総務課長、保健総務課長、子ども総務課長、環境総務課長、産業企画課長、建設総務課長、都市総務課長、会計課長、上下水道局総務課長、教育委員会総務課長、消防本部総務課長（15名）	
	本 部 室	1 各部の部長が、あらかじめ指名した職員をもって構成する。 2 総務部長は、本部室の事務を掌理する。	
設置場所	災害対策本部室（本庁舎3F）		
廃 止	応急対策を終了し、さらに被害が拡大するおそれがないと認められるとき災害対策本部会議を開催し、事後の体制を定め、災害対策本部を廃止する		
設置・廃止の周知	危機管理監は、本部を設置または廃止したときは、地域防災計画に基づき、周知および公表する。		
連動する職員配備の体制	第3配備	配備要員	全職員（全庁あげて）
		招集方法	1 あらゆる手段をもって自主登庁する。 2 その他の状況により配備が決定された場合は、所定の方法により職員を招集する。

(2) 秋田市災害警戒対策部

名 称		秋田市災害警戒対策部	
設置権者	危機管理監		
配置基準	1 市域に震度5弱の地震が発生したとき 2 気象庁が、秋田県に津波警報を発表したとき 3 相当規模の災害が発生し、または拡大するおそれがある場合 4 特別警報が発表され、市長が災害対策上、必要と認めた場合 5 その他の状況により、市長が必要と認めた場合		
主要業務	1 災害情報の収集等 2 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策 3 防災関係機関等との連絡調整 4 その他、市長からの特命事項		
構 成	部 長	危機管理監	
	副部長	総務部次長	
	部 員	総務課長、防災安全対策課長、企画調整課長、観光振興課長、生活総務課長、福祉総務課長、保健総務課長、子ども総務課長、環境総務課長、産業企画課長、建設総務課長、都市総務課長、会計課長、上下水道局総務課長、教育委員会総務課長、消防本部総務課長（16名）	
	事務局	防災安全対策課	
設置場所	災害対策本部室（本庁舎3F）		
廃 止	被害情報の収集により、被害の拡大が認められないと判断するとき、（および災害対策本部が設置されたとき）災害警戒対策部を廃止する。		
設置・廃止の周知	災害対策本部と同様に行う。		
連動する職員配備の体制	第2配備	配備要員	指定職員（各部局で定めた第1・第2動員）
		招集方法	1 原則は自主登庁とする。 2 その他の状況により配備が決定された場合は、所定の方法により職員を招集する。
		体 制	1 第1配備を強化し、局地的災害に対処できる体制で、社会的混乱の防止、情報の収集連絡および活動に対処できる体制 2 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制

(3) 秋田市災害警戒対策室

名 称		秋田市災害警戒対策室	
設置権者	防災安全対策課長		
配置基準	1 市域に震度4の地震が発生したとき 2 気象庁が、秋田県に津波注意報を発表したとき 3 暴風、大雨、洪水、大雪警報、その他の警報が発表され防災対策上必要と認めた場合 4 災害が発生し、災害対策上特に必要と認めた場合 5 その他の状況により、市長が必要と認めた場合		
主要業務	1 災害情報の収集等 2 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策 3 防災関係機関等との連絡調整 4 その他、市長からの特命事項		
構成員	室 長	防災安全対策課長	
	副室長	防災主幹、参事	
	部 員	防災安全対策課員 総務部、企画財政部および市民生活部の指定職員	
設置場所	防災安全対策課（本庁舎3F）		
廃 止	被害情報の収集により、被害の拡大が認められないと判断するとき、（および災害対策本部・災害警戒対策部が設置されたとき）災害警戒対策室を廃止する。		
設置・廃止の周知	災害対策本部と同様に行う。		
連動する職員配備の体制	第1配備	配備要員	指定職員（各部局で定めた第1動員）
		招集方法	1 原則は自主登庁とする。 2 その他の状況により配備が決定された場合は、所定の方法により職員を招集する。
	体 制	1 情報収集活動および局地的な災害応急活動が円滑に実施できる体制 2 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行できる体制	

## 2. 職員の連絡・参集体制

勤務時間外に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合の職員（消防団を含む）の連絡・参集体制は「地域防災計画」の定めによる。

勤務時間中は、庁内放送等を通じて招集の伝達を行う。

なお、地震発生時は職員自らが情報を覚知して自動的に参集を行うことを原則とする。

体制	災害警戒対策室	災害警戒本部	災害対策本部
時間外の招集方法	自主登庁とする。		
自主登庁以外の時間外の伝達手段	電話や緊急時職員参集メール、ラジオ・テレビ等により、職員に対して配備の伝達をする。		
参集場所	交通・通信が途絶し、又は利用できない状況や、職員自身の被災により参集できない場合は、登庁可能な最寄りの出先機関等に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策に従事する。		

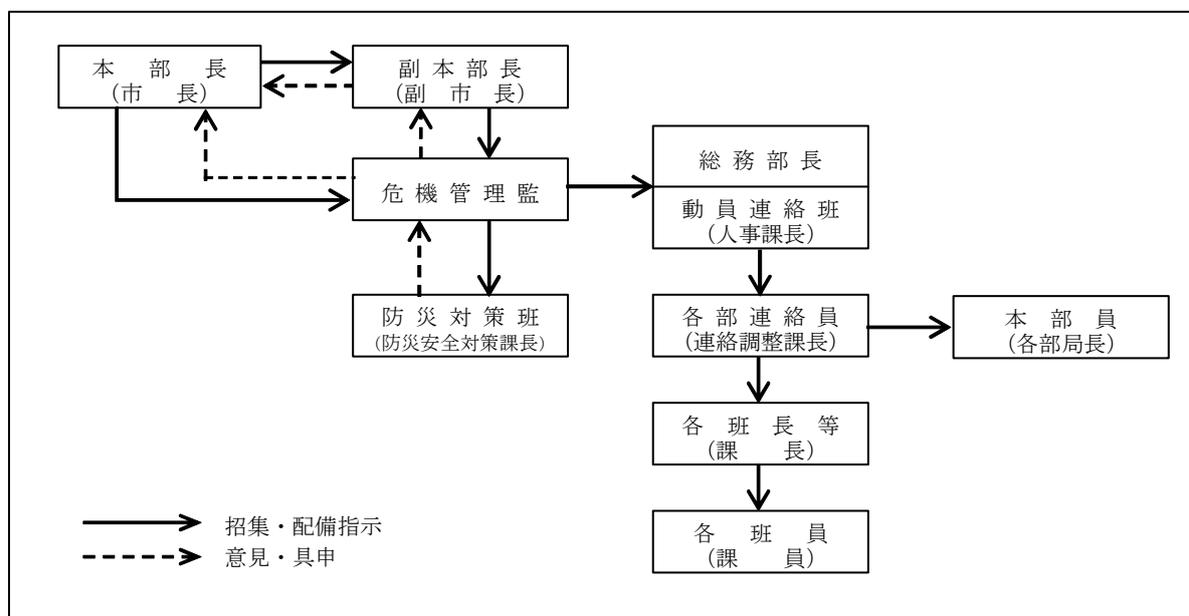


図 自主登庁以外の時間外の招集伝達系統図

### 3. 避難誘導等に従事する者の安全性の確保

#### (1) 退避ルールの確立

避難広報や避難誘導等を行う市職員、消防職員・団員、町内会および自主防災組織の構成員等の防災業務に従事する者が、津波浸水区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間、出動時間、退避時間等を考慮して避難ルールを確立する。

#### ① 秋田市消防団の活動・安全管理マニュアル

秋田市消防団では、団員の安全性確保のために、活動・安全管理マニュアルを作成している。以下に、避難誘導等についての内容を抜粋する。

#### 1 活動および安全管理の原則

##### (1) 活動の原則

指揮本部<sup>※</sup>は消防本部等関係機関と連絡を密にし、津波到達予想時刻、予想される津波の高さ等の情報を収集し、それに基づき活動の有無を含む活動方針および活動可能時間を判断し、分団長等へ指示するとともに、分団長は、消防団員へその情報を速やかに伝達する。

##### (2) 活動の判断

津波到達までに一定の時間がある場合は、退避する時間等を考慮し活動する。

##### (3) 安全管理の原則

津波に対する安全管理は、津波到達前に高台等安全な退避場所へ退避することを原則とする。

##### (4) 退避の判断

津波到達までの時間がない場合や、活動中でも退避を要する限界時間となった場合は、住民の避難誘導を行いながら、消防団員も住民とともに退避する。

#### 2 活動・安全管理体制

(1) 安全な退避場所および避難ルートを確認後、活動を開始する。

(2) ライフジャケットを着用し、単独行動は避け、複数人で活動する。

(3) 活動可能時間は、退避に要する時間を考慮し、津波到達予想時刻 10分前には高台等安全な退避場所への退避が完了できる時間を設定する。活動可能時間を経過したときは、直ちに退避する。

(4) 避難誘導に際しては、指揮本部と常に連絡が取れる体制を確保した後に行う。

(5) 避難誘導後は、津波浸水予想地域から退避する。

(6) 津波到達までの予想時間が短い地域は、退避を優先とする。

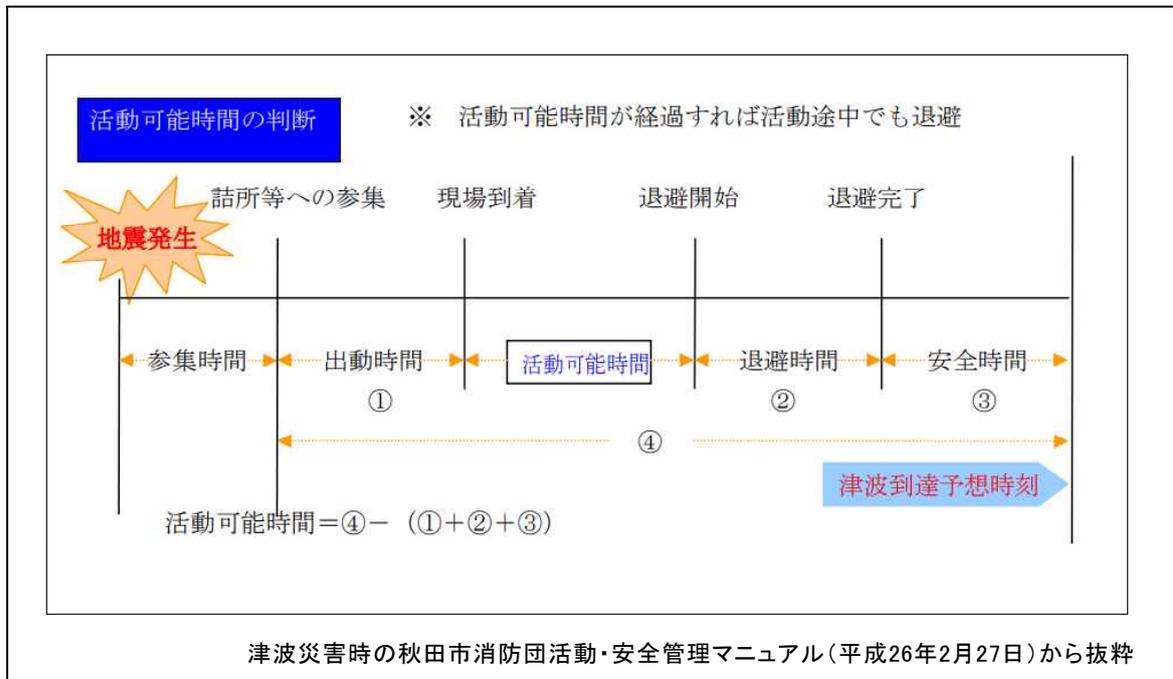
#### 3 通信・連絡体制

(1) 津波浸水予想地域内での活動の開始、終了および退避時には、指揮本部に連絡する。

(2) 浸水想定区域内での活動については、指揮本部と活動各隊間において、複数の双方向情報伝達、通信手段を確保する。

(3) 活動中は、津波警報サイレン、メール配信および携帯ラジオ等に傾注し津波情報の収集に努め、津波情報があったときは、速やかに退避する。

※ 消防本部に設置する警防指揮本部をいう。



② 安全確保についての留意点

町内会や自主防災組織等においても、市や消防団と連携し、避難方法や活動可能時間などを共有し、安全な避難誘導のための手順を整える他、住民自身が率先して避難できる環境を整備することが重要である。

(2) 海面の監視

大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、市職員および消防職員は、セリオンや市役所本庁舎に設置している高所カメラを活用して、海面の監視を行う。